

構造計算適合性判定業務の処理期間は、  
建築基準法第6条の3第4項の規定により、申請書を受理した日から**14日以内**に、当該申請に係る構造計算適合性判定の結果を記載した通知書を交付しなければならないと定められています。

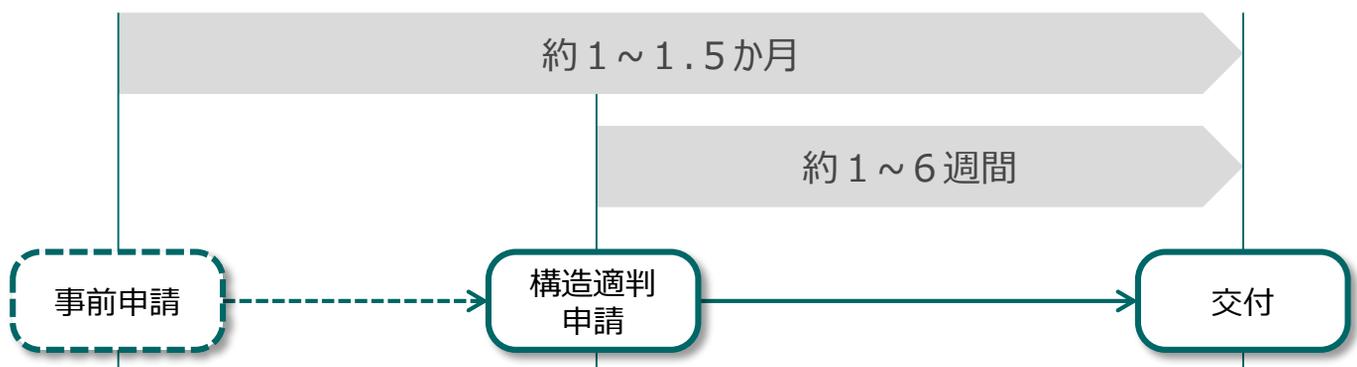
ただし、法第6条の3第5項により、一定の合理的な理由があるときは、**35日の範囲内**において、期間を延長することができることとなっています。

軽微な補正及び追加説明を求める場合には、補正された申請書類または、追加説明書が判定機関に届くまでの期間は、上記の判定の期間に含まれません。ご注意ください。

なお、一般的な方法や考え方として認められている基準とは異なる基準により構造計算を行っている場合等で、判定員のみでの工学的知見だけでは判定できない場合には、専門的な識見を有する方々の意見聴取が必要となります。

判定にかなりの日数がかかることとなりますことを予めご了承ください。

また、判定依頼前に、事前相談等いただきますようお願い致します



- 適合性判定通知書
- 適合しない旨の通知の交付